栃木市監査委員告示第14号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、 栃木市長から監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があっ たので、同項の規定により公表します。

令和2年9月29日

栃木市監査委員 藤 沼 康 雄

栃木市監査委員 入 野 登志子

- 1 監査の種類 定例監査 (財務監査及び行政監査)
- 2 監査の期間 令和2年6月5日から令和2年6月26日まで
- 3 監査の対象 消防本部・消防署
- 4 措置の内容 次のとおり

監査対象	消防本部・消防署
監査結果報告日	令和2年8月14日付け 栃市監第28号
措置結果通知日	令和2年8月27日付け 栃市総第110号
監査結果	指導事項 (警防課)
	予算の執行について
	長期にわたる研修の往復旅費を事前に支給する場
	合は、債権金額が未確定なため、概算払いの方法で支
	給するべきであるが、通常払いで支出し、精算をして
	いなかった。結果的に支給額に過不足はなかったもの
	の、適切な事務処理とは認められない。
措置 内容	支出負担行為決議書の支払い区分を通常払いから
	概算払いに修正し、旅費精算書を作成し原本を支出負
	担行為決議書に添付、写しを会計課に提出いたしまし
	た。
	今後は精算が必要なものについては、事務室内のホ
	ワイトボードに件名、金額等を記載し、常に確認がで
	きる状態とし、資金前渡(概算払)整理簿を確認しつ
	つ、適切な事務処理が実施できるよう改善いたしま
	す。

監査対象	消防本部・消防署
監査結果報告日	令和2年8月14日付け 栃市監第28号
措置結果通知日	令和2年8月27日付け 栃市総第110号
監査結果	指導事項(消防第2課) 予算の執行について 歳出予算の執行については、地方自治法及び同施行 令の規定により予算科目に従って執行しなければな らないが、洗濯機の購入について修繕費から支出して おり、適正な予算の執行とは認められない。
措 置 内 容	当支出については、洗濯機の修繕で業者に依頼したが、修繕不能の為代替品の購入を進められ、修繕費のままで購入してしまったものです。 本品は、支出科目備品購入費で支出しなければならないものを、誤って修繕費から支出してしまいましたた。 今後の措置といたしましては、同じ誤りを繰り返さないよう、修繕不能の場合は、備品購入費で購入し、適正な支出科目で執行するよう、十分注意いたします。